平塚市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 3 項に基づき、（仮称）次期環境事業センター整備・運営事業の実施方針を公表する。

平成 20 年 10 月 22 日

平塚市長　大藏　律子

(仮称)次期環境事業センター整備・運営事業実施方針

平塚市（以下「市」という。）は、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力を活用し、効率的な事業実施を図るため、（仮称）次期環境事業センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「ＰＦＩ法」という。）に定められる手続にのっとり、ＤＢＯ方式（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）で実施する。

ここに、ＰＦＩ法第 5 条第 1 項の規定に基づき、特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たっての特定事業の実施に関する市の方針を定め、同条第 3 項の規定により公表する。

（仮称）次期環境事業センター整備・運営事業　実施方針

－　目　次　－

1　特定事業の選定に関する事項 1
(1)　事業内容 1
(2)　特定事業の選定 2
(3)　民間事業者が実施する業務の範囲 3
(4)　市が実施する業務の範囲 4
2　民間事業者の募集及び選定に関する事項 4
(1)　募集及び選定スケジュール（予定） 5
(2)　応募者の参加資格要件 5
(3)　民間事業者の審査及び選定 7
(4)　応募に係る提出書類 8
(5)　優先交渉権者決定後の手続き 8
(6)　提出書類の取扱い・著作権 9
(7)　費用負担 9
3　民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 9
(1)　想定されるサービスの水準・仕様 9
(2)　想定されるリスク及び分担 9
(3)　市による事業の実施状況の監視 9
4　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 10
(1)　施設の立地条件 10
(2)　施設規模 11
5　事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 11
6　事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項 11
7　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 11
(1)　財政上及び金融上の支援等に関する事項 11
(2)　法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項 11
(3)　その他の支援に関する事項 11
8　その他特定事業の実施に関し必要な事項 12
(1)　議会の議決 12
(2)　実施方針・事業コンセプト書・要求水準書（案）に関する問い合わせ 12

添付資料１　：　事業予定地位置図
添付資料２　：　解体・撤去対象建築物等の位置図
添付資料３　：　契約形態
添付資料４　：　事業に係るリスク分担（案）
添付資料５　：　主要な契約条件
添付様式６　：　（仮称）次期環境事業センター整備・運営事業実施方針・事業コンセプト書・要求水準書（案）に関する意見・質問書

１　特定事業の選定に関する事項

(1)　事業内容

ア　事業名称

（仮称）次期環境事業センター整備・運営事業

イ　対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

ウ　公共施設等の管理者等

平塚市長　大藏　律子

エ　事業予定地

神奈川県平塚市大神 3342 番地他（事業予定地位置図を添付資料１に示す。）

オ　事業の目的

本事業は、平塚市と大磯町（以下、「1市１町」という。）のごみ処理広域化の実現のため、「平塚・大磯ブロックごみ処理広域化実施計画」及び「平塚・大磯地域循環型社会形成推進地域計画」に位置付けられたものであり、1市１町から発生する可燃ごみ等の焼却施設を整備・運営するものである。

平塚市では、現環境事業センターの老朽化に伴い、新たな一般廃棄物処理施設として、（仮称）次期環境事業センター（以下「本件施設」という。）の建設を計画している。一般廃棄物処理施設の運営コストは経年ごとに増加する傾向があり、長期的な運営計画の中でのコストダウンが重要視されている。したがって本事業をＤＢＯ方式として実施することで、一般廃棄物処理施設の有効かつ効率的な更新と、長期間にわたる良好な運営・維持管理を行うこととし、循環型社会の形成を推進することを目的とする。

カ　事業内容

(ｱ)　本件施設の整備・運営を行う。

(ｲ)　焼却残渣（飛灰・焼却灰又はスラグ）全量の資源化を行う。

(ｳ)　本件施設には、エネルギー回収を行う発電施設を設ける。

(ｴ)　し尿処理施設及び厨芥類資源化施設からの汚泥等と発生残渣の焼却処理を行う。

キ　事業手法

本事業はＤＢＯ方式（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）で実施するものとし、市は、本件施設の設計・施工及び運営・維持管理・補修等に係る資金を調達し、本件施設を所有する。なお、本事業の整備については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として考えている。

事業者として選定された企業又は企業グループ（以下「民間事業者」という。）は単独又は特別共同企業体を設立し、本件施設の設計・施工（以下「設計・施工業務」という。）を行う。

さらに、民間事業者は、特別目的会社（以下「運営事業者」という。）を設立し、20 年間にわたって、本件施設の運営・維持管理・補修等に係る業務（以下「運営業務」という。）を行う。

なお、市は、本件施設を 30 年間にわたって使用する予定であり、民間事業者は、30 年間の使用を前提として設計・施工業務及び運営業務を行うこととする。

ク　契約の形態

市と民間事業者は、添付資料３に示す形態の契約を締結する。

まず、市は、民間事業者との間において、本件施設の設計・施工業務を請け負わせ、運営業務を委託する旨を一括で定めた基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。

また、市は基本契約に基づき、民間事業者のうち本件施設の設計・施工業務を担当する者（以下「建設請負事業者」という。）と、本事業に係る建設工事請負契約（以下「建設請負契約」という。）を締結する。

さらに、市は基本契約に基づき、運営事業者と本事業に係る運営委託契約を締結する。（以下、基本契約、建設請負契約、運営委託契約の3つの契約をまとめて「特定事業契約」という。）

ケ　事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

(ｱ)　本件施設の設計・施工期間：特定事業契約締結から平成25年3月末まで

(ｲ)　本件施設の運営期間：平成25年4月から平成45年3月までの20年間

コ　関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

サ　事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、次のとおりを予定している。

(ｱ)	実施方針の公表	平成20年10月22日
(ｲ)	特定事業の選定の公表	平成21年2月
(ｳ)	募集要項の公表	同年4月
(ｴ)	提案書提出	同年9月
(ｵ)	優先交渉権者の決定	同年10月
(ｶ)	特別目的会社の設立	優先交渉権者の決定後速やかに
(ｷ)	契約詳細の詰め	平成21年11月～平成22年 2月
(ｸ)	仮契約の締結	平成22年2月
(ｹ)	特定事業契約の締結	平成22年4月
(ｺ)	設計・施工着手	同年4月
(ｻ)	本件施設の完工及び引渡し	平成25年3月末
(ｼ)	供用開始	同年4月1日
(ｽ)	契約終了	平成45年3月末日

なお、募集要項とは、本事業を実施する民間事業者の募集の開始に際して配布する事業者選定説明書、要求水準書、契約書案、事業者選定基準書等の資料である。

(2)　特定事業の選定

次の考え方・手順に従い、ＰＦＩ法に定められる手続にのっとり、本事業を特定事業として選定することとする。

ア　選定の考え方

次の2点を重視して、本事業を特定事業として選定する。

(ｱ)　民間事業者に支払う設計・施工業務の対価(以下「建設費」という。)及び運営業務の対価（以下「業務委託費」という。）を含め、事業期間全体において市が負担する費用の総額について価格審査を行い、市が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の削減が見込めること。

(ｲ)　事業期間全体における責任分担及び公共サービスの水準について非価格要素審

査を行い、市が自ら実施する場合と比較してリスクの低減及び公共サービス等水準の維持・向上が見込めること。

イ　選定手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

(ｱ)　価格審査の実施

ａ　事業期間全体において市が負担する支出（交付金収入を除く）の総額の評価

(ｲ)　非価格要素審査の実施

ａ　民間事業者に移転されるリスクの評価

ｂ　公共サービス等水準の評価

(ｳ)　(ｱ)及び(ｲ)の評価に基づき本事業を特定事業として選定する。

(ｴ)　評価の結果を公表する。

(3)　民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。なお、民間事業者は、事業期間を通じ、市が行う行政手続等に対して協力する。

ア　事前業務

優先交渉権者の決定後速やかに、民間事業者は特別目的会社を設立する。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

イ　し尿処理施設の解体・撤去業務

建設請負事業者は、添付資料 2 に示す、し尿処理施設の解体・撤去を行う。

ウ　設計・施工業務

(ｱ)　建設請負事業者は、市と締結する建設請負契約に基づき、本件施設の設計・施工業務を行う。

(ｲ)　施工については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。

(ｳ)　施工範囲の詳細は、今後公表する募集要項に示すこととする。

(ｴ)　本件施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、開発許可・建築確認等の手続関連業務、本件施設の試運転及び引渡性能試験を行う。

エ　運営業務

(ｱ)　運営事業者は、市と締結する運営委託契約に基づき、一般廃棄物を受け入れ、募集要項に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本件施設の運営業務として運転維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。)、清掃業務、保安警備業務、環境衛生管理業務、環境影響管理業務等を行う。

(ｲ)　運営事業者は、焼却処理に伴って発生する余熱を利用して発電を行い、本件施設で利用し、電力会社等に売電することとする。なお、売電収入及びＲＰＳ証書の販売に係わる収入は、運営事業者に帰属する。

(ｳ)　運営事業者は、本件施設の所内と市が建設を計画している余熱利用施設に蒸気又は温水を供給する。

(ｴ)　運営事業者は、本件施設の見学希望者等については市と連携して適切な対応を行う。

(ｵ)　運営事業者は、焼却灰の全量を溶融スラグ化やセメント原料化などの方法で資源化を行う。また、集じん器、ボイラー及びその他排ガス処理系統に付着・たい

積した灰（以下「飛灰」という。）の全量を資源化する。

(ｶ)　処理不適切などの発生量を抑制する。系外で処理する必要のある処理不適物については、市が処分するが、委託費の減額を行うものとし、その際は、要求水準書で示す基準を遵守する。

オ　運営業務終了時の引継業務

市は、事業期間終了後も本件施設を継続して利用することを予定している。したがって、本件施設の解体・撤去は本事業の範囲には含まない。

ただし、事業期間終了後の市又は市が指定する第三者による業務の引継ぎを可能とするため、建設請負事業者又は運営事業者は以下の業務等を行う。

ａ　本件施設の運転、維持管理及び補修に必要な以下の書類等の整備、提示（図面、維持管理・補修履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法及び財務諸表等）

ｂ　市又は市が指定する第三者への引継ぎ業務

ｃ　本件施設の維持管理補修計画の立案、市との協議等、必要な協力の実施

ｄ　本件施設の精密機能検査等

(4)　市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

ア　用地の準備

市は、本事業を実施するための用地を確保する。

イ　環境影響評価の実施

市は、神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施する。

なお、運営事業者は、「環境影響予測評価書」の内容を遵守すること。

ウ　処理対象物の搬入

市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

エ　本事業のモニタリング

市は、設計・施工段階及び運営段階において、本事業の実施状況の監視を行う。

オ　住民への対応

市は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を運営事業者と連携して行う。

カ　施設見学者への対応

市は、本件施設の見学を希望する者への対応を運営事業者と連携して行う。

なお、運営事業者は、必要な資料の作成等の協力を行うこと。

キ　建設費及び業務委託費の支払い

市は、平塚市財務規則に基づき、建設費を建設請負事業者へ、業務委託費を運営期間にわたって運営事業者に支払う。

ク　その他

市は、本事業に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

2　民間事業者の募集及び選定に関する事項

民間事業者の募集は、公平性、透明性の確保並びに民間事業者における市の意向の理解促進、民間事業者の創意工夫発揮の観点から、公募プロポーザルで行う。

民間事業者の選定は、民間事業者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有しており、かつ民間事業者の提案内容が、技術的観点から市が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることについて、段階的に実施する。

(1)　募集及び選定スケジュール（予定）

現時点で計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりである。

ア	募集要項の公表	平成 21 年 4 月
イ	募集要項説明会の開催	平成 21 年 4 月
ウ	募集要項に関する意見・質問の受付締切	平成 21 年 5 月
エ	募集要項に関する意見・質問への回答	平成 21 年 5 月
オ	第一次審査申請書の受付締切	平成 21 年 5 月
カ	第一次審査の実施・結果の通知	平成 21 年 6 月
キ	応募者との対話	平成 21 年 6 月～平成 21 年 7 月
ク	提案書提出	平成 21 年 9 月
ケ	形式審査の実施	平成 21 年 10 月
コ	非価格要素及び価格の審査	平成 21 年 10 月
サ	総合評価の実施	平成 21 年 10 月
シ	優先交渉権者の決定	平成 21 年 10 月
ス	特別目的会社の設立	優先交渉権者の決定後速やかに
セ	契約詳細の詰め	平成 21 年 11 月～平成 22 年 2 月
ソ	仮契約の締結	平成 22 年 2 月
タ	特定事業契約の締結	平成 22 年 4 月

(2)　応募者の参加資格要件

応募する企業又は企業グループ（以下「応募者」という。）は、以下の資格要件をすべて満たすこと。また、市は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

ア　応募者の構成

(ｱ)　応募者は、１(3)に掲げる業務等を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業（以下「構成員」という。）によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

(ｲ)　応募グループにあっては、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

(ｳ)　応募グループにあっては、設計・施工業務、運営業務のうち主要な業務を担当する協力会社（応募企業又は構成員以外の者で、事業開始後、設計・施工業務、運営業務の一部を請負又は受託することを予定している者をいう。）を定めることができる。

(ｴ)　応募者は、応募にあたり、応募企業、構成員及び協力会社を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。

(ｵ)　応募企業又は構成員は、特別目的会社に出資するものとする。

(ｷ)　代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。

(ｸ)　応募企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募企業、構成員となることは認めない。

(ｹ)　応募企業、構成員又は協力会社のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各法人は、それぞれ他の応募者の構成員及び協

力会社になることはできない。

(ｺ)　同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

イ　応募者等の参加資格要件

(ｱ)　**共通の参加資格要件**

応募企業、構成員又は協力会社は、次の要件をすべて満たすこと。

a　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しない者であること。

b　平塚市競争入札指名停止等措置要領（平成 17 年 10 月 1 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。

c　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。

d　本社、支店又は営業所等が平塚市内にある企業にあっては、市税に滞納がないこと。

e　消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないこと。

f　本事業に関する市のアドバイザー業務を受託する株式会社日本総合研究所及び同協力企業である西村あさひ法律事務所又は当該受託企業と関連を持つものでないこと。なお、関連を持つものとは、受託者の発行済株式総数の 100 分の 20 を超える株式を有し、又はその出資の 100 分の 20 を超える出資をしているか、若しくは受託者の役員(取締役以上)を兼ねている企業をいう。

(ｲ)　**代表企業**

代表企業は、平塚市競争入札参加資格者名簿の営業種目の登録があること。更に企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第1条第13号の2に規定する指定格付機関（以下「指定格付機関」という。）における発行体に関する格付（長期、短期の区分がある格付については長期格付とする。）又は長期債に関する格付を取得しており、その取得している格付（複数の指定格付機関から格付を取得している場合にはそのいずれかの格付）が、最上位から10番目以内に位置すること、又は、市がこれに相当すると認めたものであること。

(ｳ)　**本件施設の設計・施工を行う企業**

応募企業、構成員又は協力会社のうち、本件施設の設計・施工を担当する企業は、次の要件をすべて満たすこととする。

a　同種類似の設計実績を有すること。

b　平塚市競争入札参加資格者名簿に建築コンサルタントの営業種目の登録があり、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

c　施設の設計に関する業務を複数の設計企業が分担して行う場合にあっては、いずれの設計企業においてもa及びbを満たしているものであること。

d　プラントの施工を実施する企業にあっては、清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有していること。

e　プラントの施工を実施する企業に、1炉100t/日以上の規模で、平成20年3月31日現在でのべ3年以上の稼動実績を有する施設の納入実績があること。

f　建屋の施工を実施する企業にあっては、建築工事に係る特定建設業の許可を有していること。

g　プラントの施工、建屋の施工のそれぞれの業種に関し、本工事に配置できる専任の監理技術者等を有すること。

(ｴ)　**本件施設の運営を行う企業**

応募企業、構成員又は協力会社のうち、本件施設の運営業務を担当する企業は、平塚市競争入札参加資格者名簿の営業種目の登録があること。

(3)　民間事業者の審査及び選定

次の事業者選定基準及び選定方法に従い民間事業者を選定することとする。

ア　選定委員会の設置

市は、民間事業者の審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって「（仮称）次期環境事業センター整備・運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員は、以下のメンバーとする。

委 員 長　田中　勝（鳥取環境大学研究・交流センター　教授）
副委員長　寺嶋　均（社団法人全国都市清掃会議　技術顧問）
委　　員　大江　俊昭（東海大学工学部エネルギー工学科　教授）
委　　員　野本　修（西村あさひ法律事務所　弁護士）
委　　員　中戸川　崇（平塚市　副市長）
委　　員　吉川　重雄（大磯町　副町長）

イ　事業者選定基準

事業者選定基準はおおむね次のとおりを予定している。なお、評価項目等の詳細は、募集要項に示すこととする。

(ｱ)　**価格要素**

a　建設費
b　運営費等（業務委託費、その他運営費）

(ｲ)　**非価格要素**

a　プラント性能
b　運営・維持管理体制
c　環境性
d　事業の安定性・信頼性
e　事業の継続性

ウ　事業者選定方法

事業者の審査及び選定は以下の手順で行う。各段階の審査に関しては、選定委員会において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、市が優先交渉権者を決定する。なお、評価方法等の詳細は募集要項において示す。

(ｱ)　第一次審査

市は、応募者から提出された第一次審査申請書等により、「2(2)応募者の参加資格要件」に照らした資格審査を行う。

市は、資格審査を満たすことが確認された応募者が多数の場合は、必要に応じて第二次審査に進む数者を選定することがある。

なお、第一次審査の結果は、応募者に通知するとともに、公表する。

(ｲ)　応募者との対話

市は、民間事業者における市の意向の理解促進、民間事業者の創意工夫発揮を目的として、第一次審査を通過した応募者と対話を行う予定である。

なお、具体的な実施内容については、募集要項において示す。

(ｳ)　第二次審査

ａ　形式審査

形式審査は、応募者から提出された技術提案書及び事業計画書等について、技術提案書が技術的観点から見て市の要求する性能要件を満足するものであること、事業計画書がコストや収益の面から事業としての妥当性を有していること等の確認を行う。

これらを満たすことが確認された応募者のみ、次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

ｂ　非価格要素審査及び価格審査

非価格要素審査では、応募者の提案内容について「イ　事業者選定基準」に沿った審査及び評価を行う。なお、審査及び評価に当たっては、必要に応じて応募者へのヒアリングを実施する。また、非価格要素審査の基準や審査及び評価の方法については、募集要項において示す。

価格審査では、価格提案書に記載の金額が予定価格以下である場合に合格とする。価格の審査及び評価の方法については、募集要項において示す。

(ｴ)　総合評価

総合評価では、非価格要素審査と価格審査に基づく総合的な評価を行い、最も優れた応募者を優先交渉権者として決定する。なお、総合評価の方法等については、募集要項において示す。

エ　審査結果の公表

市は、選定委員会の報告を受けて優先交渉権者を決定し、その結果を公表する。

(4)　応募に係る提出書類

応募者は、応募書類として、以下の書類を提出する。なお、対話実施時の提出書類、その他提出書類の詳細については、募集要項において示す。

ア　第一次審査申請時の提出書類

(ｱ)　第一次審査申請書

(ｲ)　参加資格確認資料

イ　第二次審査時の提出書類

(ｱ)　技術提案書

(ｲ)　非価格要素提案書

(ｳ)　事業計画書

(ｴ)　価格提案書

(5)　優先交渉権者決定後の手続き

ア　特別目的会社の設立

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに特別目的会社を平塚市内に設立する。

特別目的会社は添付資料５の主要な契約条件に示す要件を満たすこととする。

イ　交付金申請手続きへの協力

本件施設は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定

している。民間事業者は、市が行う当該交付金の申請手続き等に協力すると共に、当該交付金交付要綱等に適合するように本件施設の設計・施工業務、関連資料の作成を行う。

ウ　契約詳細の詰め

市と優先交渉権者は、特定事業契約締結のために契約詳細の詰めを行うものとする。

(6)　提出書類の取扱い・著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、市に提出された資料は、平塚市情報公開条例等の法令に基づき、公開されることがある。

なお、契約に至らなかった応募者の提出書類については、本事業の目的以外には使用しないが返却はしない。

(7)　費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

3　民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1)　想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の募集要項に示す本件施設の機能（性能要件）が十分、発揮できるよう、設計・施工業務及び運営業務を行う。

(2)　想定されるリスク及び分担

ア　基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理可能な者がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。設計・施工業務及び運営業務に伴うリスクは、原則として建設請負事業者又は運営事業者のいずれかが負担するものとするが、市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、別途に建設請負事業者又は運営事業者と協議の上、市がリスクを負うこととする。

イ　想定されるリスクの分担

市と民間事業者のリスク分担は、原則として添付資料４の事業に係るリスク分担によるものとし、特に重要なものについては添付資料５の契約条件等に示す。契約条件については、優先交渉権者の決定後に市、建設請負事業者、及び運営事業者間で締結する契約書等において規定する。なお、その詳細については、募集要項に示す。

(3)　市による事業の実施状況の監視

ア　設計・施工段階

市は、建設請負事業者による設計・施工業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、業務の監視を行う。

建設請負事業者は、設計・施工業務に係る図書を市へ提出し、市の承認を受けることとする。また、当該図書に基づき指定された図書及び市が提出を要求した図書を市へ提出し、これらの図書の市による承認等を受けることとする。

建設請負事業者は、設計・施工業務の進捗状況について、市に定期的に報告し、

承認を受けることとする。なお、市は、必要に応じて、建設請負事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができるものとする。

建設請負事業者は、本件施設の設計・施工の進捗に併せて、試運転及び引渡性能試験に関する計画書を市に提出し、市は、当該計画書を承認する。引渡性能試験は、市の立会いのもと、性能保証項目について実施するものとする。引渡性能試験実施時の環境計測等は、市が認める計量証明機関が実施することとする。

また、業務の監視により、設計・施工業務の各業務の実施状況や結果が契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、市は建設請負事業者に改善を命令し、当該事業者は必要な措置を講じるものとする。

イ　運営段階

市は、運営事業者による運営業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、運営業務の監視を行う。監視は、運営委託契約で定められた頻度、方法に従って行うものとし、必要に応じて本件施設への立ち入りを行う。

監視に当たっては、本件施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用いる。また、必要に応じて、市は自らの負担で、本件施設に係る追加の計測・分析を行うものとする。その他、市は、周辺環境モニタリングを行い、本件施設の周辺環境への影響を調査する。

原則として、監視により確認された運営業務の状況については、公開されるものとする。また、本件施設の運営業務の監視により、本件施設が運営委託契約で定められた運営状態を満たしていない、又は、運転性能を十分に発揮していないと判断される場合には、市は、運営事業者に改善を命令し、運営事業者は、必要な措置を講じるものとする。

ウ　運営期間の終了段階

運営期間終了時には、市は、運営事業者から提示された維持管理補修計画の実施状況を確認し、本件施設の現状確認を行い、施設が適切な状況となっていることの確認を行う。

運営事業者は、運営期間終了時に事業計画等に定めた施設性能が維持されていることについて、市から確認を受けた上で、引継業務を行うものとする。

4　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1)　施設の立地条件

ア　事業用地

神奈川県平塚市大神 3342 番地他

イ　敷地面積

約１．３ヘクタール

ウ　都市計画制限等

- (ｱ)　都市計画区域　：　市街化区域
- (ｲ)　用途地域　：　工業専用地域
- (ｳ)　防火地域　：　指定なし（建築基準法の第 22 条区域に該当）
- (ｴ)　高度地区　：　第４種高度地区（高さの最高限度 31㎜）
- (ｵ)　建ぺい率　：　60%以下
- (ｶ)　容 積 率　：　200%以下

(ｷ)　都市施設　　　　　　：　汚物処理場・ごみ焼却場

エ　その他

事業用地の周辺道路、敷地状況、地質の概要、周辺概要等については、募集要項において示す。

(2)　施設規模

本件施設は、年間処理量 84,388t/年（1 市 1 町分）を処理できる能力を有すること。ただし施設規模は、計画ごみ質の全範囲で 315t/日（複数炉で構成）以下とする。

5　事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、市と民間事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

また、契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6　事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

運営事業者においては、平成25年4月1日に施設が供用開始され、運営委託契約に規定される条件に基づいて平成45年3月31日まで運営が適切に継続される必要がある。このため、運営委託契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻、その懸念が生じた場合等）の責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応することとする。

特に、運営事業者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、市は運営事業者に一定の回復期間を与えて、運営事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、公共サービスに重大な遅延等が懸念される場合、又は、運営事業者の事業遂行能力の回復が不能であると判断される場合には、市は、運営事業者との運営委託契約を解除し、施設の運営に当たる新たな民間事業者を選定することとする。

7　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1)　財政上及び金融上の支援等に関する事項

民間事業者に対して、財政上及び金融上の支援等はない。

なお、本件施設の整備については、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象事業として考えている。

(2)　法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については、民間事業者に対して、法制上及び税制上の優遇措置等は現時点ではない。

(3)　その他の支援に関する事項

本事業実施に必要な許認可に関し、市は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、市と民間事業者で協議により対応策を検討することとする。

8　その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1)　議会の議決

特定事業契約の締結に当たっては、市議会の議決を得るものとする。

(2)　実施方針・事業コンセプト書・要求水準書（案）に関する問い合わせ

ア　実施方針・事業コンセプト書・要求水準書（案）に関する意見・質問の受付

本実施方針・事業コンセプト書及び実施方針と同時に公表される要求水準書（案）に関する意見・質問がある場合は、添付資料６の「(仮称）次期環境事業センター整備・運営事業実施方針・事業コンセプト書・要求水準書（案）に関する意見・質問書」を電子メールで、下記の期間内に提出すること。

なお、電子メール以外での問い合わせには応じないので留意のこと。

(ｱ)　意見・質問書の提出先

下記の「オ」の問合せ先

(ｲ)　意見・質問書の提出期限

平成 20 年 11 月 21 日（金）17:00 まで

イ　実施方針・事業コンセプト書・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は、下記期限までに市のホームページにおいて公表する。

なお、提出のあった意見、質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての意見、質問について回答するとは限らないものとする。

(ｱ)　意見・質問への回答公表期限

平成 20 年 12 月 19 日（金）17:00 まで

ウ　実施方針に関する説明会・事業予定地の見学会

本事業に応募を希望する代表企業を対象に、実施方針に関する説明会を 11 月 10 日（月）13 時 30 分から、環境事業センターで行う。

また、事業予定地の見学会を、実施方針に関する説明会に引き続いて実施する。

参加を希望する企業は、11 月 7 日（金）15 時までに、下記「オ」の問合せ先へ事前に電話連絡すること。なお、参加人数は各代表企業ごとに 3 名までとする。

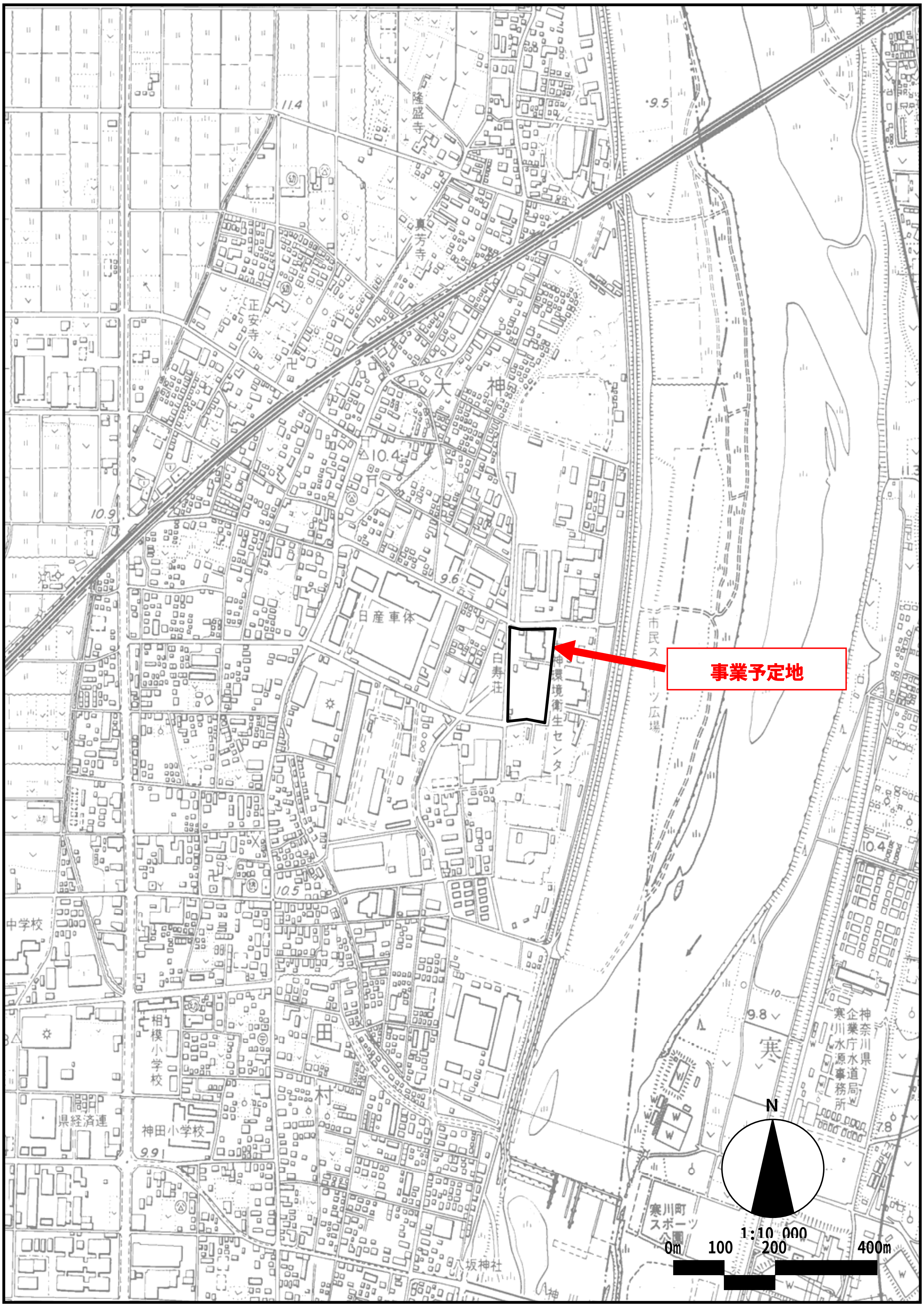
エ　実施方針の変更

実施方針の公表後、意見・質問を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更することがある。

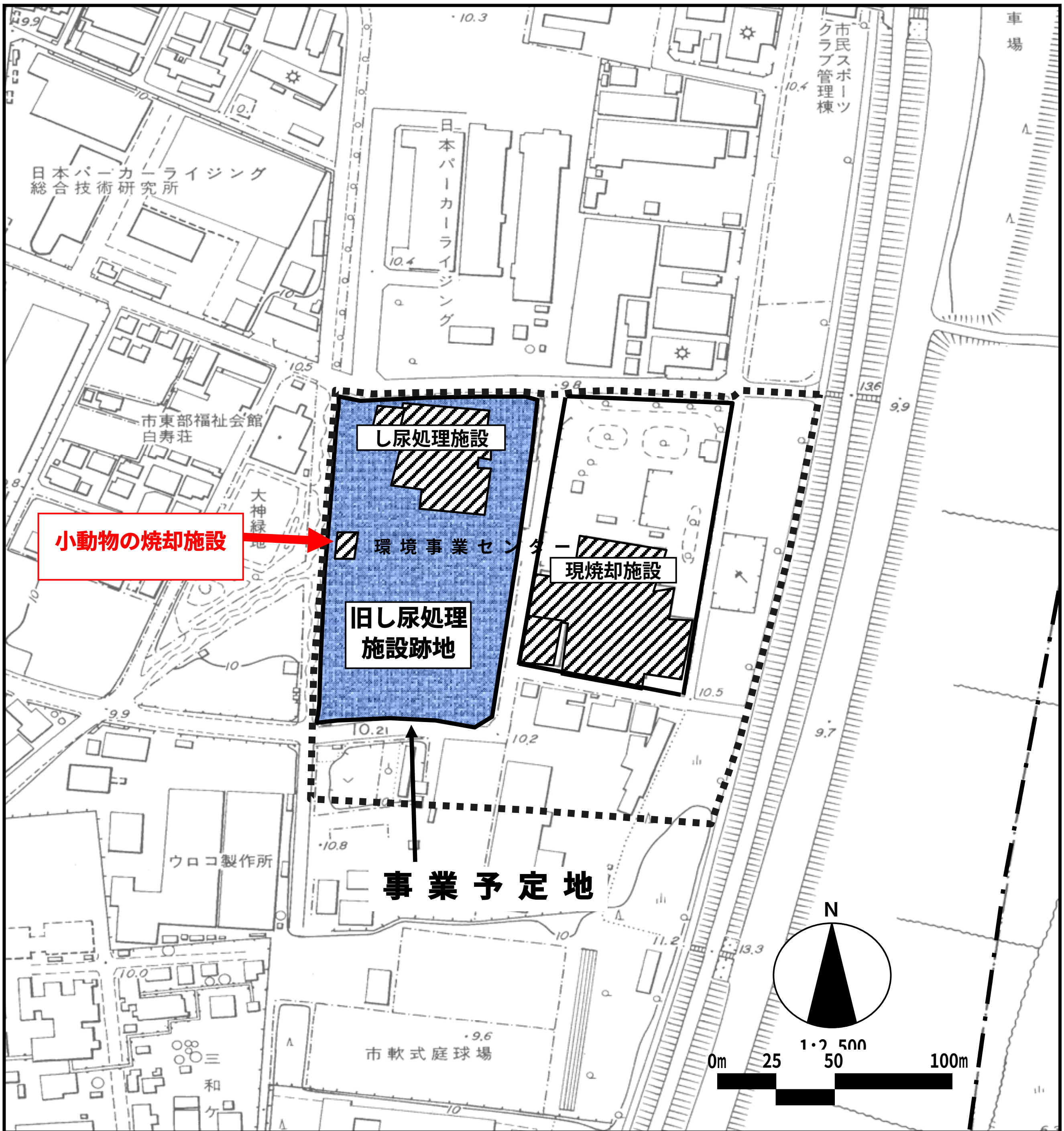
オ　問合せ先

平塚市環境部資源循環課施設整備担当
住　所　：〒254-8686　神奈川県平塚市浅間町 9 番 1 号
TEL:0463-23-1111　FAX:0463-21-9603
E-mail　：shigen-j@city.hiratsuka.kanagawa.jp
HP　：http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/shigen-j/jikijigyoucenter.htm

添付資料１　：　事業予定地位置図



添付資料２　：　解体・撤去対象建築物等の位置図



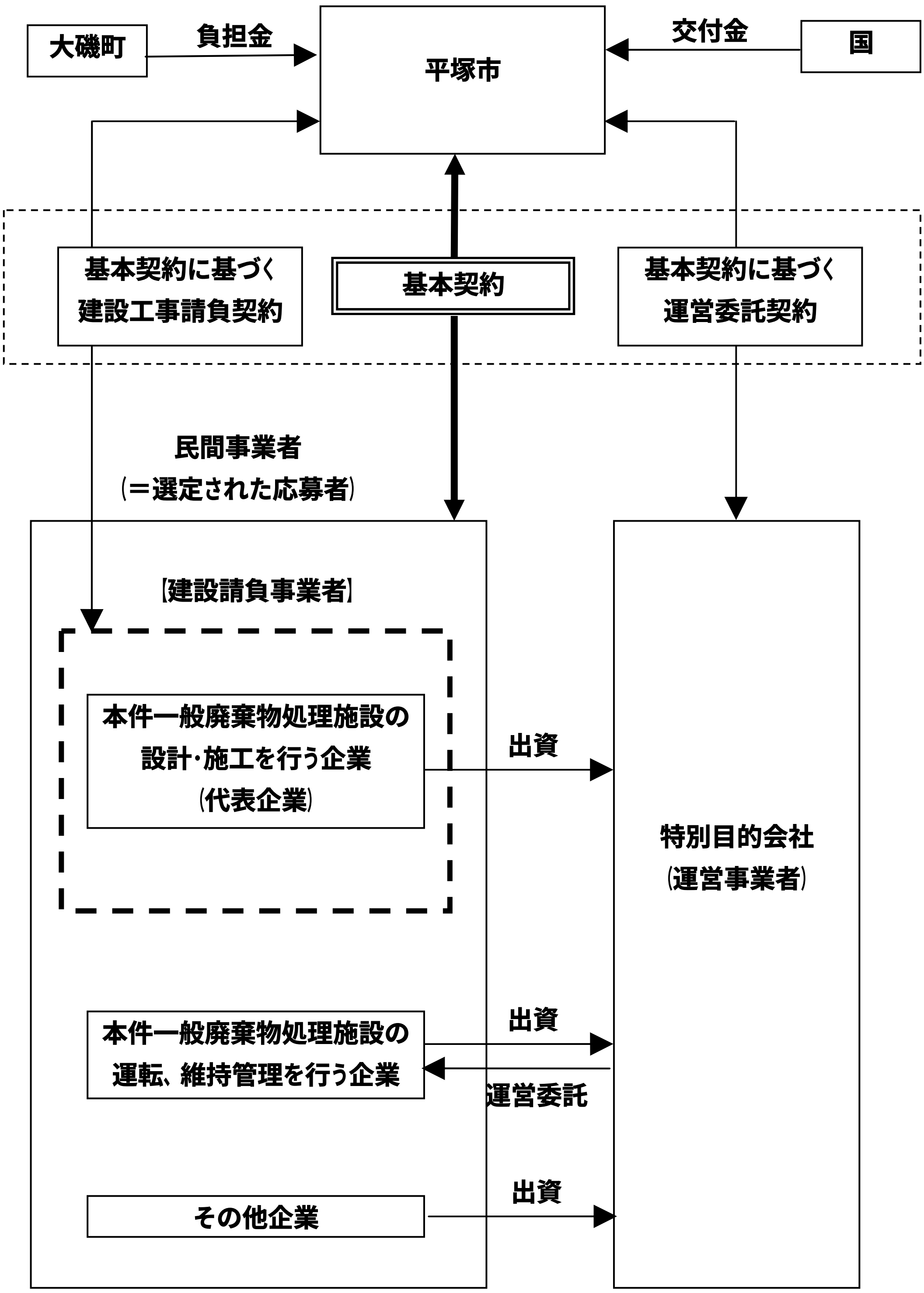
凡　例

事業予定地（約１．３ｈａ）

市境

都市計画決定範囲（平塚都市計画汚物処理・ごみ焼却場平塚市大神清掃作業所約 3.79ha）

添付資料３　：　契約形態



注）本図における構成員の構成は一例である。

事業に係るリスク分担（案）

期　間	リスク項目		概　要	分担	
				市	民間事業者
全期間	制度関連	制度・法令変更	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
		税制変更	民間事業者の利益に課せられる税制度の変更(例：法人税率等の変更)、新税の設立に伴うリスク		○
			上記以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク	○	
		政治	政策方針の変更による操業中止、コスト増大リスク	○	
		許認可取得	民間事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
		交付金等	民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又は民間事業者の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク		○
			その他の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又はその他の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク	○	
	社会環境	住民対応	民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
			住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク	○	
		第三者賠償	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク		○
		環境保全	民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		○
	物価変動		インフレ／デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク（一定の範囲内）		○
			インフレ／デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク（一定の範囲を超えた部分）	○	
	資金調達		民間事業者における本事業実施に際して必要とする資金の調達に係るリスク		○
			市において本事業実施に際して必要となる資金の調達に係るリスク	○	
	金利変動		金利上昇に伴う民間事業者における資金調達コストの増大リスク		○
			金利上昇に伴う市における初期投資に係る資金調達コストの増大リスク	○	
	不可抗力		天災等の不可抗力によるリスク	○	
	債務不履行		民間事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○
			市の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク	○	
計画段階	測量・調査		民間事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク		○
			市が実施した地形・地質等現地調査に関する情報提供の瑕疵に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク	○	
	設計		民間事業者の設計ミス等による設計の変更、遅れによるコスト増大リスク		○
			市の提示条件、指示に関する瑕疵、市の要求に基づいた変更によるコスト増大リスク	○	
	計画変更・遅延		市の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスク	○	

期　　間	リスク項目		概　　要	分担	
				市	民間事業者
建設段階	建設	工事遅延	資材調達、工程管理等の事業者の事由による工事遅延によるコスト増大リスク		○
			市の指示等の市の事由による工事遅延によるコスト増大リスク	○	
		工事費増大	民間事業者の事由による工事費等の増大リスク		○
			市の提示条件に関する瑕疵及び指示による工事工程、工事方法の変更による工事費増大リスク	○	
		既存施設への影響	民間事業者側の事由により既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○
		試運転・引渡性能試験	試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達によるコスト増大、遅延リスク		○
			試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等のリスク	○	
運営段階	運営	ごみ量・ごみ質	搬入する一般廃棄物のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコスト変動リスク	○	
		性能未達	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコスト増大リスク		○
		施設瑕疵	事業期間中における施設瑕疵に係るリスク		○
		運営コスト・運転停止	設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停止リスク		○
			受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク（民間事業者の善良なる管理者の注意義務違反の場合）		○
			受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク（民間事業者の善良なる管理者の注意義務を持っても排除できない場合）	○	
			その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク		○
		電力に関するリスク	電力の供給未達に関するリスク（発電量の減少に起因する場合）		○
		副生成物に関するリスク	副生成物（スラグ、メタル）の量及び品質の未達		○
			副生成物の処理、有効利用に関するコスト増大リスク		○
		施設破損	事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク		○
		既存施設への影響	民間事業者の事由により既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○
解体	解体	工事遅延	資材調達、工程管理等の事業者の事由による工事遅延によるコスト増大リスク		○
			市の指示等の市の事由による工事遅延によるコスト増大リスク	○	
		工事費増大	民間事業者の事由による工事費等の増大リスク		○
			市の提示条件に関する瑕疵及び指示による工事工程、工事方法の変更による工事費増大リスク	○	

主要な契約条件

１．基本契約

１．１　特別目的会社の設立

・ 民間事業者は、本事業の業務の一部である本件施設の運営業務を担当させるために、事業会社たる特別目的会社（以下「運営事業者」という。）を株式会社として設立する。

・ 運営事業者の設立及び運営に関し、運営事業者の株主が締結する株主間契約が、次の各号に定める事項を満たすこと。

（１）運営事業者の本店住所地を神奈川県平塚市とすること。

（２）運営事業者の設立に当たり、全ての構成員が出資を行うこととするが、構成員以外からの出資も認める。

（３）応募グループの代表企業の議決権付普通株式の保有割合が、100 分の 50 を超えるものとすること。

（４）代表企業は、本件施設の引渡日から事業期間を通じて運営事業者の資本金を一定額以上維持すること。

（５）運営事業者の定款において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 326 条第 2 項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること。

（６）運営事業者の株主は、市の同意を得て、運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分、増資を行うことができる。

１．２　代表企業の保証

・ 運営事業者による本件施設の運営の不具合により市が被った損害は、運営事業者が賠償するが、代表企業は、当該債務を保証すること。ただし、一定の制限を設ける。

２．建設請負契約

２．１　履行保証

・ 建設請負事業者は、自らの帰責事由により本契約が解除された場合に、市が他の民間事業者を公募・選定するために要する費用に相当する金額の契約保証金又はこれに代わる担保を市に差し入れる。なお、契約保証又はこれに代わる担保等の額については、募集要項において示す。

・ 建設請負事業者が、本契約に基づいて市に対し損害金、賠償金又は違約金を支払う

ときは、市は、前項に規定する契約保証金又はこれに代わる担保等をもって、これに充当するものとし、なお不足があるときには追徴するものとする。

２．２　引渡しの遅延

・　試運転を含む設計及び施工業務が遅延し、本件施設の引渡しが使用開始予定日より遅延する場合は、建設請負事業者は、遅延損害金を支払わなければならない。なお、遅延損害金の額の決定方法等の詳細については、募集要項において示す。

２．３　瑕疵担保責任

・　市は、本件施設に瑕疵があるときは、建設請負事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

２．４　性能保証責任

・　性能保証期間中に本件施設が性能保証事項を満たすことができなくなった場合には、建設請負事業者は、直ちにこれを修補し、必要な作業を行うとともに、市に生じた損害及び追加費用を賠償しなければならない。ただし、次の事由に起因する性能未達又は損害若しくは追加費用については責任を負わない。

（１）不可抗力

（２）その他建設請負事業者の責に帰さない事由

２．５　事前準備

・　建設請負事業者が実施する本件施設の試運転及び引渡性能試験において、本件施設の運転業務については、運営事業者がこれを建設請負事業者から受託して行う。

３．運営委託契約

３．１　契約保証金

・　運営事業者は、運営事業者の帰責事由により本契約が解除された場合に、市が他の民間事業者を公募・選定し、本件施設を再び稼動させるために要する費用（代替処理費用を含む）に相当する金額の契約保証金又はこれに代わる担保を市に差し入れる。なお、契約保証又はこれに代わる担保等の額については、募集要項において示す。

・　運営事業者が、本契約に基づいて市に対し損害金、賠償金又は違約金を支払うときは、市は、前項に規定する契約保証金又は、これに代わる担保等をもって、これに充当するものとし、なお不足があるときには追徴するものとする。

３．２　違約金

・　市は、運営事業者の帰責事由により本契約が解除された場合、他の民間事業を公募・選定し、本件施設を再び稼動させるための費用（代替処理費用を含む）として、運営事業者に対して違約金を請求することができる。
　　なお、違約金の額は募集要項において示す。

３．３　本件施設の運営業務

・　建設請負事業者は、応募の段階で提出が求められる「施設の完成から30年間にわたる施設の維持管理の考え方」（以下「維持管理の考え方」という。）及びこれを前提とした「運営期間中の施設の維持管理計画」（以下「維持管理計画」という。）を実行するための、事業期間全般を対象とした運営マニュアル（以下「運営マニュアル」という。）を市へ提出し承認を受ける。維持管理計画及び運営マニュアルの承認は引渡しの条件とする。
・　市と運営事業者は、維持管理計画及び維持管理の考え方に基づき、毎年度、本件施設の維持管理の内容について協議する。また、市は維持管理の状況を確認し、必要に応じて維持管理計画及び維持管理の考え方、運営マニュアルを本件施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。
・　運営期間において、維持管理が適切に行われないことにより本件施設の性能が低下し、又は停止し、市に損害が生じた場合、運営事業者は、市が受けた損害を賠償する。
・　運営事業者は事業期間終了後も本件施設が要求水準に示した機能を維持できるよう、維持管理計画を策定し、これを実行する。市は、本件施設の機能を事業期間終了後５年間にわたり維持するための説明を求め、必要に応じ、維持管理計画の改訂並びに適切な維持管理を求めることができる。
・　運営事業者は、事業期間全般において、また、特に性能保証期間並びに事業期間の前半において、本件施設の瑕疵の発見について努力する。

添付資料６

(仮称)次期環境事業センター整備・運営事業
実施方針・事業コンセプト書・要求水準書（案）に関する意見・質問書

提出者

企業名　：

担当者名：

連絡先　：（住所）

：（電話番号）

：（ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ）

１．実施方針に関する意見・質問書

番号	どちらかに○	頁	項目番号					項目名	質問内容
例	質問・意見	2	1	(1)	ｸ	(ｱ)	a	・・・	・・・
1									
2									
3									
4									
5									

２．事業コンセプト書に関する意見・質問書

番号	どちらかに○	頁	項目番号					項目名	質問内容
例	質問・意見	1	1	(1)				・・・	・・・
1									
2									
3									
4									

３．要求水準書（案）に関する意見・質問書

番号	どちらかに○	頁	項目番号					項目名	質問内容
例	質問・意見	4	5	(4)	ｱ	(ｱ)		・・・	・・・
1									
2									
3									
4									
5									